運　営　規　程

（令和７年10月１日　施行）

介　護　老　人　保　健　施　設

けやきの郷

第一章　（総則）

（施設の主旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人黎明会が介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規程に基づき設置経営する介護老人保健施設けやきの郷（以下「施設」という。）の適正な運営管理について必要な事項を定めたものである。

（施設の目的）

第２条　この施設は、日常看護や介護を必要とする高齢者に対して、明るい家庭的な雰囲気のなかで、看護・医療的管理下の介護及びリハビリテーション等の医療ケアと日常生活サービスを併せて提供することにより、高齢者の自立を支援し、介護予防及び家庭への復帰を目指した施設として地域社会に貢献することを目的とする。

（施設の方針）

第３条　施設は、待つ福祉から手をさし伸べる福祉を基本に置き、地域の人に愛され、信頼される施設づくりを目指す。

２　施設は、人としての尊厳を重視し、個々人の意志を尊重して日常生活をやすらかに過ごせるよう、ゆとりある環境づくりを進めるとともに、医療体制を整えて理想的な施設の構築を基本方針として、次の事項の実現に向けて努力する。

（１）中間施設、通過施設としての主旨の実現に努める。

（２）地域のネットワークを生かした、生涯医療、福祉のサポートを行う。

（３）家庭・地域との交流を大切にし、社会・家庭生活に近い環境での医療を実現する。

（４）寝たきりの克服を支援し、ＡＤＬ、ＱＯＬの充実と社会・家庭復帰を実現する。

（５）在宅医療・介護の支援拠点とし、通所リハビリテーションを実施する。

（６）明るく、楽しい文化的療養生活を実現する。

（７）第２種社会事業としての任務遂行、無料又は低額療養を積極的に行う。

第二章　（職員規程）

（職員の基準人数）

第４条　介護老人保健施設の職種及び職員の基準人数は次のとおりとする。

	（入所・短期入所）	（通所）
（１）施設長	１名	１名（兼任）
（２）副施設長	１名	

	（入所・短期入所）	（通所）
（３）医師	１名（施設長兼務）	１名（施設長兼務）
（４）看護師	１０名	１名（兼任）
（５）介護職員	２６名	４名
（６）理学療法士及び作業療法士	２名	0.4 名
（７）支援相談員	２名	２名（兼任）
（８）介護支援専門員	１名	１名（兼任）
（９）管理栄養士	１名	１名（兼任）
(10) 調理員（委託）		
(11) 薬剤師	0.4 名	
(12) 事務職員	３名	３名（兼任）

（職員の職務内容）

第５条　前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

（１）施設長は、施設を管理運営するものとし、職員全体を指揮監督し、施設業務の全般を管理する。

（２）副施設長は、施設長を補佐し、業務全般を統括する。

（３）医師は、利用者に対し、適切な健康管理（回診、診断、処置、治療、薬の処方）と療養指導及び急変時の対応等に従事するものとする。

（４）看護師は、医師の指示のもとに利用者の看護、介護、家庭での療養指導と入浴、食事、排泄の介助、レクリエーションの計画、実施、その他看護、介護に関する業務に従事するものとする。

（５）介護職員は、看護師と協力し看護業務を補助するとともに、利用者の介護、家庭での療養指導と入浴、食事、排泄の介助、レクリエーション計画、実施、その他、介護に関する業務に従事するものとする。

（６）理学療法士及び作業療法士は、医師の指示のもとに利用者の心身の諸機能の維持回復に従事するものとする。

（７）支援相談員は、利用者の入退所の検討・調整、相談・苦情の事務、心理的援助、生活行動プログラムの作成、市町村との連携打ち合わせに従事するものとする。

（８）介護支援専門員は、入所及び通所のケアプランの立案、計画及び作成、並びに家族、事業所、行政等の連絡調整を行うものとする。

（９）管理栄養士は、利用者の栄養並びに食事の管理指導、食品衛生管理、原材料の購入及び検収等の業務に従事するものとする。

(10) 調理員は、管理栄養士の指導のもとに食事の提供（一般食調理、病態食調理）及び衛生管理に従事するものとする。

（11）薬剤師は、医師の指示のもとで、入所中の利用者の薬剤処方をする。
（12）事務職員は、施設における総務、庶務及び経理業務、受付業務、ボランティアの育成、指導等に従事するものとする。

（職員の組織）

第６条　職員の職種及び組織は別表のとおりとする。

第三章（入所者規程）

（入所者及び通所者の定員）

第７条　施設の利用定員は次のとおりする。

入所者　　100 名（認知症専門棟 20 名、短期入所 30 名を含む）
通所者　　40 名

（施設利用基準）

第８条　施設を利用する場合は次の基準により行う。
（１）施設の利用は、家庭復帰を目的とする人を対象とする。
（２）施設の利用は、介護保険法による要支援者及び要介護者を対象とする。
（３）施設は、施設長、医師、看護師、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士、管理栄養士、等で構成する入所・退所検討委員会及び調整委員会を週１回開催し、入退所の検討・調整を行う。

（短期入所及び通所リハビリテーションの送迎地域等）

第９条　施設は短期入所及び通所リハビリテーションの送迎地域等は次のとおりとする。
（１）短期入所の送迎地域は、小平市、立川市、東大和市及び近隣市で当施設から片道約１時間の範囲とする。
（２）通所リハビリテーションの送迎地域は、小平市、立川市、東大和市及び近隣市で当施設から片道約 30 分の範囲とする。

第四章（サービスの内容）

（医療サービス）

第１０条　施設は、施設療養が比較的軽度にあると判断される利用者へ診療、投薬、注射、検査、処置等については、その医療サービスを行うものとする。また、急変事態発生に当たっては、併設病院（南台病院）と協力病院（公立昭和病院、東大和病院、多摩済生病院）の協力援助を受け、適正な診療看護等、必要な措置を講ずる

ものとする。

（看護・介護及び通所等のサービス）

第１１条　施設は、食事の提供・介助、入浴の介助、排泄の介助、身体の清拭、体位交換、その他、療養上の必要に応じた看護・介護の他、在宅への通所等のサービスを行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１２条　施設は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに市区町村へ報告し防止策を講じる。

２　虐待防止管理責任者は、施設の管理者とする。

３　職員に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的（年２回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

４　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（毎月）に開催するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。

委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

５　苦情解決体制を整備する。

６　利用者の虐待の防止、虐待を受けた利用者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による利用者の被害の防止及び救済を図るために、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

（身体拘束の禁止）

第１３条　施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

３　施設は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（毎月）に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１４条　施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）施設において、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（３月に１回以上）に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について職員へ周知徹底を図る。委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（２）施設は、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修並びに訓練を定期的（年２回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

（リハビリテーション）

第１５条　施設は、早期に離床し又は歩行開始時期に当たり、利用者の生活に応じて最適応できるよう専門スタッフのプログラムによりリハビリテーションを行うものとする。

（食事）

第１６条　施設は、治療食はもとより、満足感のある適温・適時給食とし、季節感のある行事食や選択メニューを取り入れ、充実した食事を提供するものとする。

（日常生活）

第１７条　施設は、可能な限り家庭生活に近づくような日常生活感覚に基づくサービスを提供し、家庭復帰を促し、自立を目指し、生き甲斐をたかめる行事等を実施するものとする。

（退所後）

第１８条　施設は、短期入所、通所サービス、介護教室を行い、高齢者介護を目的とした情報提供等の在宅支援サービスを行うものとする。

第五章（利用料）

（利用料金）

第１９条　施設の利用料は、基本料、加算料とし、金額については、別紙の料金表による。

第六章（利用者の守る事項）

（施設利用者の守る事項）

第２０条　施設利用者は次の事項を守らなければならない。

（１）日常生活を通じ、明るく楽しい施設生活ができるよう常に相互扶助の精神をもって共同生活を行うよう心がけなければならない。

（２）常に服装身だしなみに注意し、療養室の整理整頓に努め、常に清潔を保つようにしなければならない。

（３）施設内外において、無断で物品の売買や不当に金品を借用したり、また金品の贈与を受けてはならない。

（４）放歌高吟、口論、喧嘩など他の迷惑となるような行為をしてはならない。

（５）療養室内では、自炊、飲酒、喫煙をしてはならない。

（６）許可なく外出、外泊または他人を宿泊させてはならない。

（７）故意に施設の設備器具を損壊したり、許可なく施設の物品を持ち出してはならない。

第七章（苦情・事故対応）

（苦情対応）

第２１条　施設は、自ら提供した施設サービス等およびそのサービス計画等に対する利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

（事故対応）

第２２条　施設は、施設サービス等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第八章（非常災害対策）

（非常災害時）

第２３条　非常災害時は、管理職の判断により、速やかに防災対策を実施するものとする。

（その他緊急時）

第２４条　管理職の判断により、必要な処置を速やかに実施するものとする。

第九章（施設管理）

（職員の服務規律）

第２５条　職員の就業に関する事項は、関係法令及び諸規則を守り、所属長の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務にあたっては協力して施設秩序を維持し、常に次の事項に留意しなければならない。

（１）利用者に対しては、その人格を尊重し、常に懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇しなければならない。

（２）利用者及び施設の職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

（３）常に、健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（４）職員同志はお互いに協力し合い、職務の向上に努めなければならない。

附則

この運営規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 17 年 9 月 16 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 18 年 3 月 24 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附則

改正後の規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（最終改正）

令和 7 年 10 月 1 日

（別表１）

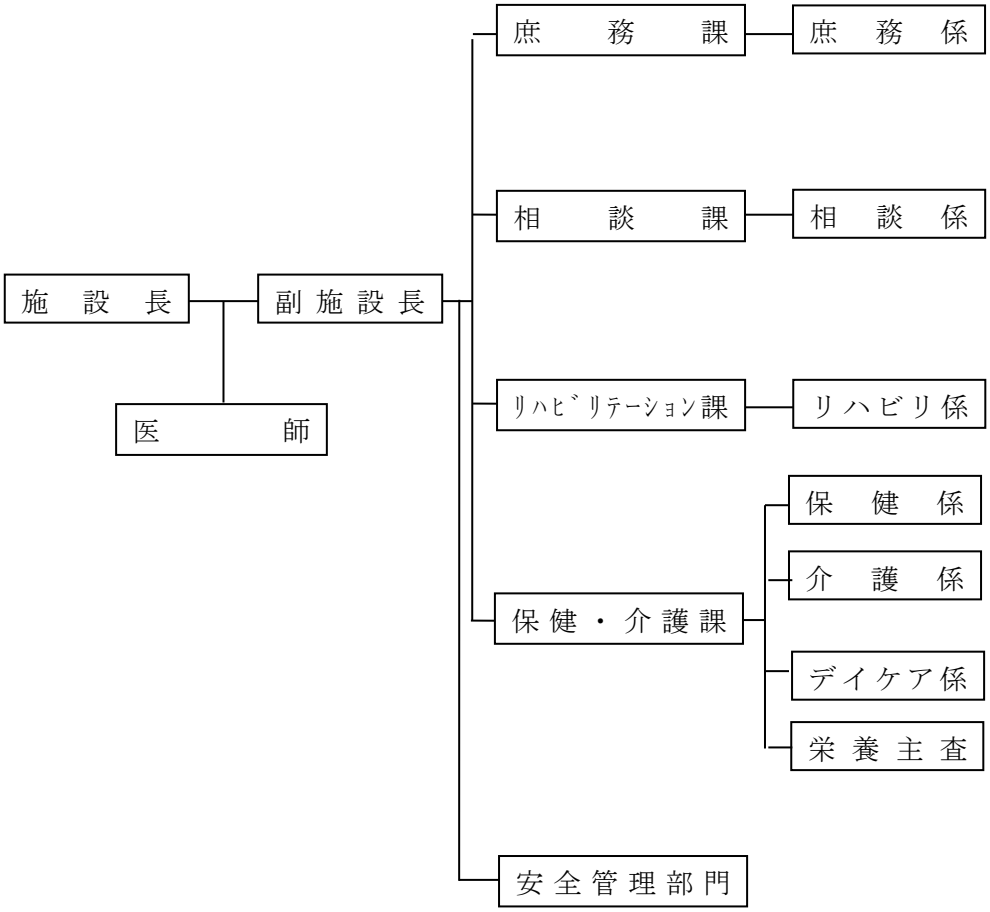
施　設　長
副施設長
医　　師
庶　務　課
庶　務　係
相　談　課
相　談　係
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ課
リハビリ係
保健・介護課
保　健　係
介　護　係
デイケア係
栄養主査
安全管理部門